

熊本市印鑑登録事務取扱要綱

制定 平成29年11月1日 市長決裁

改正 令和元年10月31日市民局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和52年条例2号。以下「条例」という。)第5条に規定する登録印鑑について必要な事項を定めるものとする。

(登録できない印鑑)

第2条 条例第5条第2項第6号に規定する市長が不適当と認める印鑑は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏又は旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の一部を表示したもの
- (2) 名の一部を表示したもの
- (3) 氏又は旧氏及び名頭でない名の一部を組み合わせたもの(氏頭又は旧氏頭及び名頭でない名の一部を組み合わせたものを含む。)
- (4) 氏頭でない氏の一部又は旧氏頭でない旧氏の一部及び名を組み合わせたもの
- (5) 氏頭でない氏の一部又は旧氏頭でない旧氏の一部及び名の一部を組み合わせたもの
- (6) 氏若しくは旧氏又は名の漢字を平仮名若しくは片仮名に替えたもの
- (7) 名の平仮名又は片仮名を漢字に替えたもの
- (8) 別字に置き替えたもの
- (9) 氏名、氏若しくは旧氏又は名をローマ字で表示したもの(外国人住民で登録のあるものを除く。)
- (10) 名の平仮名を片仮名に替えたもの又は名の片仮名を平仮名に替えたもの
- (11) 氏及び旧氏を組み合わせたもの(氏頭又は氏頭でない氏の一部及び旧氏頭又は旧氏頭でない旧氏の一部を組み合わせたものを含む。)
- (12) 変体仮名を片仮名又は漢字に替えたもの
- (13) 片仮名又は漢字を変体仮名に替えたもの
- (14) ニックネーム、愛称等、住民票にない内容によるもの
- (15) 氏名、氏若しくは旧氏又は名に職業、屋号、肩書、身分等を加えたもの
- (16) ゴム印等変形しやすい材質のもの
- (17) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (18) 指輪に刻んだもの
- (19) ダイアル印など印影を変化させることができるもの
- (20) 外枠がないもの又は外枠の4分の1以上欠けているもの
- (21) 模様、図柄等(二重枠、文字とつながらない模様等をいう。)を印刻したもの
- (22) 陰刻彫り(文字をくぼませて彫ったものをいう。)のもの
- (23) 文字が毀損しているもの
- (24) 氏名、氏、旧氏若しくは名の全部又は一部をイラスト化したもの

- (25) 陽刻彫り(文字を浮き上がらせて彫ったものをいう。)及び陰刻彫り(文字をくぼませて彫ったものをいう。)が半々のもの
- (26) 鏡文字のもの
- (27) 図形化したもの
- (28) 判読不能なもの
- (29) 同一世帯の他の者が既に印鑑として登録しているもの、又はその印鑑に類似しており判別が困難なもの
- (30) 次に掲げる事項に該当する印鑑(外国人住民に限る。)
 - ア 英字氏名の頭文字又は名だけの頭文字を表示したもの
 - イ 漢字圏の外国人住民(中国、台湾、韓国又は朝鮮)の氏名を片仮名又は平仮名に替えたもの
 - ウ 非漢字圏の外国人住民(イに定める漢字圏の外国人住民以外の住民)の英字氏名を漢字又は平仮名に替えたもの
 - エ 通称名が住民登録されている者にあつては、英字氏名と通称名を組み合わせたもの
 - オ 氏名及びカナ併記名を組み合わせたもの
 - カ 英字氏名のラスト、ファースト、ミドルネームのいずれかの一部のみなもの
- (31) 前各号に掲げるもののほか、本市に登録する印鑑登録として不都合と思われるもの
(登録の可否の標準)

第3条 条例第5条第2項及び第3項に規定する登録の可否の判断の標準は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

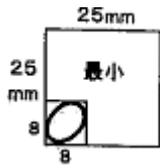
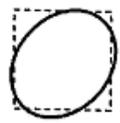
附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行する。

別表（第3条関係）

日本の国籍を有する者					
条 例 第 5 条	住民票に 記載されて いる文字	登録できる印鑑		登録できない印鑑	
		印鑑の文字	表示の方法	印鑑の文字	表示の方法
第2項 第1号 及び 第6号	熊本 花子 旧氏：肥後	熊本 花子	氏+名		
		肥後 花子	旧氏+名		
		熊本	氏	熊	氏又は旧氏の一部
		肥後	旧氏	肥	
		花子	名	花	名の一部
		熊本 花	氏+名頭	熊本 子	氏又は旧氏+名頭でない名 の一部
		肥後 花	旧氏+名頭	肥後 子	
		熊 花子	氏頭+名	本 花子	氏頭又は旧氏頭でない氏 の一部+名
	肥 花子	旧氏頭+名	後 花子		
	熊 花	氏頭+名頭	本 子	氏頭又は旧氏頭でない氏+ 名頭でない名の一部	
	肥 花	旧氏頭+名頭	後 子		
			熊本 はなこ くまもと 花子 くまもと はなこ クマモト ハナコ くまもと はなこ	漢字を平仮名又は片仮名に 替えたもの（旧氏も同様の 取扱い）	
			熊本 華子 肥後 華子	別字に置き替えたもの	
			Kumamoto Hanako Higo Hanako	ローマ字で表したもの	
熊本 花 旧氏：肥後			熊本 花子 肥後 花代 熊本 花！	女性の「子」を含め、住民 基本台帳に記載されている 氏名、氏又は旧氏、名にな い文字を加えたもの	
熊本 ゑい子 旧氏：肥後	熊本 えい子 肥後 えい子	「変体仮名」を 「平仮名」に替え たもの	熊本 エイ子 肥後 栄子	「変体仮名」を「片仮名」 や「漢字」に替えたもの	
熊本 はな子 旧氏：肥後			熊本 花子 肥後 ハナ子	平仮名を「漢字」や「片仮 名」に替えたもの	
熊本 ハナ子 旧氏：肥後			熊本 花子 肥後 はな子	片仮名を「漢字」や「平仮 名」に替えたもの	

外国人住民					
条例 第5条	住民票に 記載されて いる文字	登録できる印鑑		登録できない印鑑	
		印鑑の文字	表示の方法	印鑑の文字	表示の方法
第2項 第1号、 第6号 及び 第3項	(漢字氏名) 洪 吉同	洪 吉同	氏+名	H. G (G. H)	氏頭+名頭のイニシャル
	(通称名) 有本 吉同	洪 有本 吉同	氏 名	洪 同	氏+名頭でない名の一部
	(英字氏名) HONG GILDONG	洪 吉 有 吉 有本 吉 有本 吉同	氏頭+名頭 氏+名頭 通称名		
	(カナ氏名) ホン ギルドン	HONG GILDONG	英字氏名	ホン ギルドン	漢字圏の外国人住民のカナ 氏名
	(正字) 膳 俊貴	眷 諉貴	簡体字		
	(漢字氏名) 膳(眷) 俊(諉) 貴(貴) ※ () = 簡体字	膳 俊貴	正字		
	(簡体字) 眷 諉貴	眷 膳	氏		
		諉貴 俊貴	名		
		眷 俊貴 膳 諉貴	簡体字と正字の 混合		
	(英字氏名) JOHN JOHNSON SMITH	JOHN JOHNSON SMITH	ネーム全体を表 示したもの		
	(通称名) 三木 スミス	SMITH (又は) JOHN (又は) JOHNSON	ラスト/ファースト/ミドルネ ームの何れか1つ 又は何れか2つ 以上を組み合わ せたもの	JO JOHNS	ラスト/ファースト/ミドルネームの何れ かの一部のみ
	(カナ氏名) ジョン ジョンソン スミス	JOHN J. S J. JOHNSON	ラスト/ファースト/ミドルネ ームの何れかと他 の頭文字を組み 合わせたもの	J. J. S	イニシャル
		三木	通称名	JOHN スミス	英字氏名と通称名の混合
		スミス (又は) ジョン (又は) ジョンソン ジョン ジョンソン	ラスト/ファースト/ミドルネ ームのカナ氏名の 何れか1つ又は 何れか2つ以上 を組み合わせた もの	ジーン ジョンソン スミス	カナ併記名以外の読み方

共通（日本人・外国人）					
条例 第5条	住民票に 記載されて いる文字	登録できる印鑑		登録できない印鑑	
		印鑑の文字	表示の方法	印鑑の文字	表示の方法（内容）
第2項 第1号					ニックネームや愛称等、住民票にない内容によるもの
第2項 第2号	熊本 花子	熊本 花子 之印	「之印」「の印」 「印」「之章」 「の章」「章」 を加えたもの	弁護士 熊本 花子	職業、屋号、肩書き、 身分等を加えたもの
		熊本 花子印		代表 熊本 花子	
		花子の章		熊本市 熊本 花子	
第2項 第3号					ゴム印等変形しやすい材質のもの
				ダイヤル印など	印影を変化させることができるもの
				指輪印	押印したときによって印影にかなりの変化があると考えられる。また、日常生活によって磨耗が早く印影が変わりやすい。
第2項 第4号			一辺が8mmの正方形に収まらないもので、		一辺が8mmの正方形に収まるもの
			一辺が25mmの正方形に収まるもの		一辺が25mmの正方形に収まらないもの
第2項 第5号					枠なし
第2項 第5号					二重枠

第2項 第5号					陰刻彫り（文字をくぼませて彫ること）
第2項 第5号					文字の毀損
第2項 第5号					外枠がないもの又は外枠の4分の1以上欠けているもの
第2項 第5号					陽刻彫り（文字を浮き上がらせて彫ること）及び陰刻彫り（文字をくぼませて彫ること）が半々のもの
第2項 第6号					氏名、氏、旧氏若しくは名の全部又は一部をイラスト化したもの
第2項 第6号					押捺した文字が鏡文字のもの
第2項 第6号					図形化
第2項 第6号					文字とつながらない模様
第2項 第6号					判読不能
第2項 第6号				同一世帯の他の者が既に登録してある印鑑	同一世帯の既登録印
				同一世帯の他の者が既に登録してある印鑑に類似しているため、判別が困難なもの	既登録印に類似の印